

幕末江戸町人の福祉施設設立願

——「市中取締類集」を中心として——

付、史料翻刻（史料一、捨子養育所 史料二、摂待所）

南 和 男

一、捨子養育所（回生館）

1 捨子養育所設立の趣旨と計画

2 町奉行定廻りの上申書

3 町奉行所の処置

二、摂待所

1 摂待所設立願

2 構内の組織と生活

3 維持運営費
4 願書不採用の理由

結 語

付、史料翻刻

史料一、捨子養育所（「市中取締類集」町人諸願之部より）

史料二、摂待所（「市中取締類集」町人諸願之部、「市中取締書留」より）

参考図版（影印）

一、捨子養育所（回生館）

1 捨子養育所設立の趣旨と計画

安政四年（一八五七）一〇月二六日、江戸神田仲町壹丁目家
主栄次郎は、町奉行所に捨子養育所を設立したい旨の訴状を提
出した（旧幕府引継書「市中取締類集」町人諸願之部 第三
ノ中。以下、特に注記のないかぎり本史料による）。その訴状

の要旨はつぎのようなものであった。

私、栄次郎はかねてより捨子の養育について、種々考えをめぐらすところであつた。一体、捨子禁止の法令は元禄三年（一六九〇）以来度々くり返されている。にもかゝらずいまだに捨子が多い。捨子はやむをえない理由があるとはいへ、親子の愛情を絶ちしかも法を犯すもので、誠に歎かわしいものである。一方、捨子をされた町内では取りあえず乳持をさがして養育の手当をする。そして番所に届け出る。貴人があれば乳のでかたや身元調査等をして、関係者一同が願ひ出る。貴人には

衣類や手当金等を支給する。捨子が一〇歳になるまでに万一病死などの異変があれば、すぐに町奉行所に届ける等々、殊のほか手数がかりまた経費も少なくない。そのため当該の町では迷惑である。また手当金や衣類を得るため捨子を貰うけながらその捨子を捨てたり、あるいは殺害して病死と偽り処罰を受ける奸悪な者が時おりある。それは捨子が多いから生じるものであり、歎かわしいことである。そこで私、栄次郎がかねてより考えていた捨子養育法は、つぎのとおりであると記し、捨子養育所の概要と維持運営費の捻出等々について、訴状はさらにつぎのように述べている。

まず御府内の空地を一ヶ所拝借する。名称は回生館とし、中庭を広く芝生にして小児の遊戯場とする。ただし出入口は嚴重にして外部から勝手に出入できないようにしておく。建物は長屋建とし間口二間ぐらいの板仕切にする。取締りのため役人が時おり巡回する。町々では捨子があった場合、昼夜の別なく何時でも回生館に申し出る。回生館では一通り様子を聞いたうえで、早速に捨子を受けとる。そして乳持をつけて養育するようになれば、捨子は自然と減少するであろう。捨子の成長に応じたの教育や乳持などの雇傭、食事や衣料費などの維持運営費等については、つぎのとおりである。

まず捨子養育所の経費についてであるが、江戸市中の自身番屋・木戸番屋・商い番屋をはじめ橋台見守番屋・髪結床番屋等々の無地代の者たちがある。これらのものたちから場所柄に応じた金額を、河岸地莫加上納金の振合でもって莫加地代として徴収する。その徴収した金額でもって捨子養育所は十分に維持運

営できよう。そのうえ各町では捨子のための出費の心配もなく、町人も助かる。また困窮人も救われるためともしもこの上とない御仁恵と思われる。

右に記したことは私、栄次郎が以前より懇意にし、また捨子養育の方法について常々心配している医師の福光道甫と十分に相談した上でのものである。何か御審問があれば出頭して御返答を申し上げたい。身命を投げうって丹誠を尽す覚悟であるので、何卒御慈悲をもって御許可をいただきたく、偏にお願い申し上げますと結んでいる。

2 町奉行定廻りの上申書

以上家主栄次郎の提出した捨子養育所回生館設立の訴状について、町奉行定廻りは調査を命じられた。その上申書（報告書）には大要つぎのように記されている。

まず訴状提出者の家主栄次郎の身元調査であるが、栄次郎は年齢四〇歳ぐらい、妻いちは四一歳ぐらい、忰二人（十九歳ぐらいと十二歳ぐらい）、娘三人（十五歳ぐらい、七歳ぐらい、五歳ぐらい）、義弟一人（三五歳ぐらい）、女召使一人（二三歳ぐらい）合計九人の家族構成である。栄次郎は当地出生で同町の家主を年来勤め、職業は小間物類の糶売である。家は間口六間、奥行八間、二階瓦葺、土蔵（二間×二間半）一つである。栄次郎は間口三六間余の家主を勤めるほか、忰栄太郎の名前で同町内上納地一・二四坪の受負をしている。義弟源兵衛は間口二〇間余の家主を勤め、また栄次郎の父親勝五郎も間口二〇間の

家主を勤めている。これらはいずれも内実は栄次郎の支配するところである。このように身上万全であり、これまでとかくの噂もない。しかし町内の七〇〜八〇%を一人で家主をしているため「自俵」のところがあるようで、ほかの家主たちの気受けはよろしくない。

医師福光道甫は松平大学頭頼誠の家来で、元神田仲町壹丁目庄兵衛店に居住していた。栄次郎とは昵懇の間柄である。捨子養育所ことは年来心がけ工夫や計画をこらしているが、陪臣の身分であるため町人の栄次郎を教諭し、栄次郎より出訴させたものである。しかし、道甫とても実現を強要するほどではなかったようである。

捨子養育所の維持運営費を捻出するため、町々の番屋や髪結床など無地代で居住しているものたちより、それぞれの場所に応じた地代を徴収するようにと、栄次郎は提案した。しかし髪結床はいずれも株主があり、毎月揚銭を取っている。番屋も表面上はともかく内実は持主もあり、これもまた揚銭を取っている。定廻りの上申書は乱丁のためかここで終っているが、結論としては従来無地代であった番屋・髪結床等より新たに地代を徴収することに難色を示したようである。

3 町奉行所の処置

右の定廻り上申書を下付され、審問をうけたと思われるものが提出した町奉行宛返答書がある。その提出時は翌安政五年二月であるが、提出者は不明である。町年寄かあるいは市中取締

掛与力のいずれかであろう。それには町々に捨子のあるのは稀であるとし、栄次郎の訴状に捨子が多いとあるのにまず反論し、つぎのように記している。

番屋地代差出候は定式ニ相成、番屋ニ而も髪結又ハ商ひ番人等は無地代ニ而罷在候故を以、番役相動来候類も有之候故、新規ニ地代差出候様相成候ハ、苦情相唱可申儀ニ付、差支筋無御座候とは難申上候、御尋ニ付此段奉申上候以上とある。従来無地代であった髪結床等より新たに地代を徴収することに難色を示している。

安政五年（一八五八）三月八日、栄次郎代源兵衛・五人組勝五郎・名主伊左衛門代重吉の三人の連名で、さきに提出した捨子養育所設立の訴状は「不行届之儀御座候」により、訴状取り下げの願書が提出されている。ここに幕末の江戸で神田仲町の家主栄次郎による捨子養育所設立の件は、消滅したのである。

二、撰待所

1 撰待所設立願

捨子養育所設立願の提出をみた五年後の文久二年（一八六二）二月三日、江戸の岩附町（現中央区日本橋）の家持三郎兵衛は、撰待所と称する生活困窮者收容所の設置願を提出した（「市中取締類集」町人諸願之部 第五ノ四。以下特に注記のないかぎり本史料による）。それは間口九尺×奥行二間の小屋

をおよそ六〇〇軒（人数合計一八〇〇人程度）を三郎兵衛が自費で建て、生活困窮者を無料で五〇ヶ月入居させる。この期間中店賃は無料であるので収容者に日常生活を節約させれば、五〇ヶ月後の退出時には生活に若干のゆとりが出来ようと推測している。右の願書のほか「撰待所掟書」「諸取縮入用産出方」「繪圖面」を後日南町奉行所に提出した。右願書の冒頭にはつぎのように記されてある。

岩附町家持三郎兵衛奉申上候
年忍以書付奉願上候

一 岩附町家持三郎兵衛奉申上候、近年天変地殃數度ニ御座候處、引續一兩年以來諸色并米價とも高直ニ付諸人難波不少、右ニ付身分之程も不顧不相当之大願を發歎願奉申上候。右によると場所は神田柳原土手の空地で、長さ四七〇間余、幅は一〇間余の土地を幕府から拝借する。そこに間口九尺×奥行二間の小屋を約六〇〇軒ほど三郎兵衛の自費で建設する。小屋の入居者は、①鰥寡孤独の者、②障害者、③家族が多く稼ぎが少ない者、④その他の困窮者で小屋入りを望む者とする。小屋の賃貸料は無料とし、小屋入りの五〇ヶ月間はできるだけ質素儉約を守らせ、諸雑費も少ないようにすれば、出所のころは窮乏化もゆるむであろうという。

さらに構内には幼童手跡算術指南所、幼女縫針髪結之業指南所、小兒種痘所を各一ヶ所、計三ヶ所を設け、教導者により幼童の躰をするという。このように撰待所はたんなる生活困窮者の収容所ではなく、幼児へ基礎的な教育を施そうとするところに特色がある。なお拝借地の冥加として一ヶ年五〇両の上納か、御用人足を一ヶ年五〇〇人提供するとある。

願人の三郎兵衛は町役人の調査報告によると、以前より岩附町に居住して質渡世を営むほか、田安殿女中の小買物をしていた。間口四間裏行二〇間、沽券金五〇〇両の地所を所有していた。右地所内に五間×三間の自分建の家作と土蔵二つを所有していた。家族は妻と男召使三人合計五人暮して相應の生活を営み、今迄とくに処罰を受けたことはないとする。

2 構内の組織と生活

三郎兵衛の提出した「拝借奉願上候繪圖面」によると、拝借地は四七〇〇坪（長さ四七〇間、横幅一〇間余）で、小屋數六〇〇軒（一八〇〇坪）、往来路次井戸雪隠芥溜共（一五〇〇坪）、日用商人出稼小屋四五軒（五四〇坪）、往来路次井戸雪隠芥溜共（四五〇坪）、世話役十二人居所（二〇〇坪）、撰待所（二五〇坪）、往来路次井戸芥溜共（一四〇坪）で、惣建坪は二六二〇坪、往来坪二〇八〇坪とある（記載された數字を集計すると、惣坪數は四七〇〇坪で一致するが、惣建坪は二六一〇坪、往来坪は二〇九〇坪である）。

撰待所内の生活については、同年二月十七日に三郎兵衛の提出した「撰待所掟書」によると、その大要はつぎのようなものである。一、火の用心に十分心がけること。二、親子兄弟その他を止宿させるときは撰待所の許しをうけること。三、五人宛一組をつくり、不取締のないようにし組合内で穩便にすますようにすること。四、借金をする者は元町に送り帰す。五、世話役は音物などを受理してはいけない。また酒宴なども禁止する

等であつた。

入所者の日常の買物は、構内の日用商人出稼小屋より購入するが原則である。それは一五種類の商人が各三軒宛の四五軒であつた。一五種の商人たちの業種は、春米渡世・炭薪渡世・酒醬油・燈油蠟燭・八百屋・紙墨渡世・着物渡世・豆腐屋・足袋股引・温鈍屋・飯屋・質屋・髮結職・風呂屋・塩物屋である。

なお、同年八月に三郎兵衛が再願したおりに、前回には見られなかつた「小屋入之者申渡心得方」(市中取締書留)文久十一(一)が記されてあるので、参考までに左に挙げておく。

- 小屋入之者申渡心得方
- 一 小屋入望之者共其町家主同道ニ而可申出、且人別之儀は小屋入年限中其俣元町ニ差置、都而公事出入共於撰待所構ひ不申趣も前以家主江申渡、小屋入可申付候
 - 一 小屋入望之者有之候ハ、其者平常之行状相探り奢遊興大酒を好、自と困窮ニ成行候不身持之者は相除、平常行状宜敷不時之物入相嵩別冊三廉ニ准し候者、其者家主より申出次第小屋入可申付候
 - 一 小屋入年限中専ら質素儉約を相守、仮令撰待所世話役之者は不及申音信之送物等決而致間敷、諸親類迄同断可致都而諸雜費相懸り候儀堅相除可申候、小屋在留中日用之品、惣現金ニ買調可申候、若脇ニ而貸売致代錢相滞貸主より撰待所江申出候共、取扱不申候趣も相弁可申候

一 小屋之者縮緬絹布之衣類所持有之間敷は勿論ニ有之候共、若心得違之者有之他借坏致候共、着服決而無用之事、同宿之内日数十日以上相煩稼も成兼候程之病者有之候節は、小

屋組合之者共打寄厚世話致遣し可申候、若病死致候共葬式送りは組合限り可致候

一 小屋組合之儀は譬はい印壹番之小屋より同五番迄人数高五人宛一ト組合ト相定、余は右ニ准し日用商人是又同様ニ組合可申、若組合之内不取締之義有之候敷又は不埒者有之候ハ、組合打寄異見差加取捌其上不行届之仕儀有之候ハ、撰待所江可申出、乍併事穩便ニ取鎮候は組合共之規模ニ可有之候

一 小屋入之者共店賃其外諸雜費不相掛様取斗差置候共、無謂無益之散財致他借坏出来致候而は小屋入致候詮義有間敷、畢竟は平常暮方不始末も事起り候間、常々専ら質素儉約を相守年限中ニ身分相應之元手金貯候様厚心懸、乍恐莫太之御恩徳江奉對、御餘光速ニ相頭候様一統家業相励良民ニ復し候様心掛可申候、仮令吉凶ニ付親類又は組合打寄何等之用談致候共、酒宴ケ間敷儀決而致間敷候

3 維持運営費

撰待所は願人三郎兵衛によると幕府より土地を借用し、建設費は全額三郎兵衛の負担するところであつた。しかも小屋の賃貸料は無料であるため、その維持運営費の捻出は三郎兵衛の提出した「諸入用産出方」によるとつぎのようなものであつた。

小屋一軒の人数は三人と見積る。一日一人白米四合五夕とし、二〇〇軒の人数六〇〇人とすると一日に二石七斗、一月で八一石となる。金一両に付白米五斗の相場に見積るとその金額は一

六二両となる。右は米渡世者の場合であるが、米商をはじめ炭薪渡世など前記一五業の商人に問いあわせたところ、一軒の商家が二〇〇軒（人数六〇〇人）の商売をするなら、物によっては一割から二割安くしても商売が成立するといふ。

そこで一業種宛三人とし合計四五人の商人よりそれぞれ一軒分二二坪、一坪につき銀三匁を徴収すると一軒で一ヶ月銀三六匁、一ヶ年銀四三二匁となる。これが四五人分では一ヶ月銀一貫六二〇匁、一ヶ年銀一九貫四四〇匁となり、これを金に換算すると三二四匁となる。その内の五〇匁は冥加金、一二〇匁は小屋普請と非常積金、残りの一五四匁は撰待所諸人用世話役や教導人の給料とするのであった。

つまり小屋に居住する者は日用の諸品を撰待所構内の商人より購入するのが原則である。小屋の居住者が構外で品物を購入することがないように、構内の商人は安値で品物を販売しなければならぬ。前述したように撰待所内の各商人は地代を一ヶ月銀三六匁支払う。撰待所の維持運営はその地代金で賄う。また幕府への冥加金をはじめ小屋の普請代や世話役・教導者等の給金等一切も右の地代金で賄う計画であった。

4 願書不採用の理由

前述したように文久二年二月三日、岩附町家持三郎兵衛は撰待所設立願を南町奉行所に提出した。その後「撰待所掟書」「諸取締入用産出方」「繪圖面」等が提出されている。町奉行所は訴状や掟書等を町年寄に渡し調査を命じた。同月に町年寄

館市右衛門・同樽藤左衛門の連名で奉行所宛返答書の提出をみた。その大要はつぎのとおりである。

第一に撰待所という名称ではあるが、一つの構内に新開町屋をつくり、日用出稼商人に貸付ける企画である。

第二に撰待所は町年寄の直支配を願ひ出ているが、それでは自然と近辺名主の指図を受けないようになってしまふ。

第三に撰待所設置予定地は材木奉行支配の石置場である。また勘定奉行支配の鳴会所・油会所・炭会所等もある。このように他支配地が多く、町方持の地は少ないところにある。

最後に出稼商人の別は元地にあるのに、出稼先の場所に竈を造るのは不都合の願筋である。今後他にも悪影響をおよぼすことになるとして、「不被及御沙汰儀と奉存候」と返答している。

右の町年寄返答書にもとづいて同二月南町奉行の市中取締掛は「町年寄方ニ而取調候処、品々差障も有之候間、願之趣不被及御沙汰、訴状御下相成候方と奉存候」と不許可の結論を下した。その旨が同役の北町奉行市中取締掛に伝えられ、翌三月同掛より同意の返事を得て、三月十一日に願書差戻となった。

しかし三郎兵衛は屈せず、同年八月三日再び撰待所設立願を町奉行所に提出した（旧幕府引継書「市中取締書留」文久十一ノ二、以下は本史料による）。その前文には

同七の二五頁願書
乍恐以書付奉願上候

一岩附町家持三郎兵衛奉申上候、近来稀成天変地歿数度相續、且両三年以来諸色并米價共直段頻ニ引上諸人之難淡不少候ニ付、當二月三日南

御番所様江柳原御土手外御明地拝借奉願上并衆人撰待小屋
起立仕度段御訴訟奉申上候處、三月十一日願書御差戻ニ相
成、年来之願意一時ニ被失ひ深痛哭罷在候、然候處去酉年
諸国共稀成豊作ニ御座候ニ付、諸色并米價追々必定下落可
仕と奉存候處、於今一向下落不仕候ニ付、諸人弥以困窮難
波之折柄當六月中旬御府内一般麻疹流行仕、死失之者夥
敷不斗鯨寡孤獨之身と相成候者共、又は累年困窮難波仕候
もの数多出来仕、就中其日稼之者并定給定賃請取候者共日
毎ニ稼高ニ限り有之、右様諸色高價之上は猶更窮迫弥増候
儀ニ付、乍恐重々歎ヶ敷奉存候、且今般御國益筋被仰達候
廉も奉承伏候ニ付、民を潤候は御國益之端ニ茂相准し可申
哉と難得御時節到来と奉存候ニ付、乍恐私身分之程茂不顧
不相当之大願を起し御訴訟仕候、趣意左ニ申上候

とある。さらに続けて小屋收容者、小屋の規模等を前回同様に
述べ、柳原土手が拝借地として支障があるならば、外神田佐久
間一丁目地先川岸地同統花房又は上野忍池土手上でもよいとし
ている。また同所内の「掟」「小屋入之者申渡心得方」「撰待所
并世話役之者共心得方」「撰待所并小屋之諸入用産出方」もあ
わせ再提出した。拝借地の候補を新たに付加したほかは、その
内容は以前提出したものと大きく異なるところはない。

しかし二日後の五日にいたり、一度却下されたものを再度提
出することは不可であるとされ、三郎兵衛は願書等の払い下げ
を願っていた。

三郎兵衛の意企した困窮人救済という、撰待所本来の趣旨は
町年寄ならびに町奉行の容認を得られなかった。とくに町年寄

は町方支配組織の変更に好まず、また町奉行市中取締掛も反対
する町年寄の意見をそのまま受け入れたのであった。

結 語

江戸・大坂・京都といった近世大都市にあっては、捨子の養
育は以前より問題視され町々を悩ます社会問題の一つであっ
た。捨子を扱うのは町役人であり、その経済的負担は町々の地
主が負ったのである。江戸では捨子を黄表紙の中でも取りあげ
たものがあるが、川柳にもよまれて「蜜柑籠」と称されてい
た。捨子は通常、蜜柑籠に入れて捨てられたためである。しか
し幕末になると蜜柑籠でなく、鰻の籠に入れられた捨子があっ
て、人々を驚かせ話題となったことがある。幕府は捨子のあつ
た町々にその養育を命じ、悪質な養育者を処罰するにとどまっ
ていたようである。したがって幕末ではあるが前述したように
回生館と称する捨子養育所を建設するという構想は斬新なもの
であった。藩医の示唆による富裕な一江戸町人の出願は、その
意味において画期的なものであったといえよう。

これより以前、佐藤信淵は『垂統秘録』の末尾に小学校篇を
記し、村で洪水・火災等が生じたときの救済機関として「広済
館」、病人の治療所として「療病館」、そして「慈育館」（貧民
の赤子、出生より四・五歳まで）、「遊児廠」（四・五歳より七歳
まで）、「教育所」（八歳以上の男女、筆算と雑書の素読等を教え
る）を設置することを提議している。とくに「慈育館」は都下
にも建設するようにといい、右のような社会事業・福祉施設の

必要性を強調する背景には、幕末における封建体制の諸矛盾の拡大と崩壊過程としての危機の深化を意識したのである。

また信淵は『経済要略』（文政五、一八二二年）で「施行所・養生所・養育所」を説き、「混同秘策」（文政六、一八二三年）では三館の機能は「養院」と「病院」が分担するとした。「混同秘策」の附「泉厚法略説」では「広済館・療病館」の名称が使用されはじめ、「養育館」（赤子より七・八歳以下）はあるが「遊児廠」「教育所」の名称はない。さらに『農政本論』（文政十二、天保三、一八二九―一八三二年）では「広済館・療病館・慈育館・遊児館」と『垂統秘録』とほぼ同じものが使用され始まるが「教育所」は見えない。これらのことから『垂統秘録』の口授年代は一応天保四年（一八三三）頃と推定されている（島崎隆夫「佐藤信淵」『日本思想大系』45所収）。

その後安政四年（一八五七）正月、目付兼蕃書調所総裁であった大久保右近将監忠寛の「病幼院意見書」によると、大久保は病人五〇〇人、小児三〇〇人を収容する「病幼院」を番町薬園内に設立することを提議している。その草案は平山省齋によるもので収容人数も病人一〇〇人、小児一〇〇人であったという。しかし大久保は以前より松平定信に私淑していたため、町内の祭礼入用を節約し地面一ヶ所につき平均一両を上納させ、その費用で病幼院の経費にあて、人数も先述したように三倍五倍と拡大したのであった。しかし意見書を提出した年の四月大久保は駿府奉行に転じたためか沙汰止みとなった（『江戸』二巻三綴）。その後慶応三年（一八六七）奥医師の松本順（良順）ら三人は徳丸・戸田原・小金原・那須野等を牧場とし、牛羊を

牧養した利益で病院・棄児院・貧院等の建設を建白していることを付記しておきたい（『江戸』一巻三綴）。

幼少児の養育とは別に、文久二年（一八六二）やはり江戸の一町人三郎兵衛が願ひ出た摂待所と称する生活困窮者の収容所は、およそ一八〇〇人の規模であった。建設地は幕府の拝領地としながらも、その建築費は自力で賄うという。構内の居住者（収容者）は同じ構内の商店より生活用品を購入し、構内の商人より徴収する地代で維持運営費に充当するというものであった。また収容の幼童にたいし男子には手跡算術、女子には縫針髪結を無料で教えるという配慮もあった（教導者の給金は維持運営費で賄う）のは注目されよう。さらに収容期限を五〇ヶ月とし、入居料は無料として、収容中にはできるだけ無駄を省いた質素な生活を送らせ、出所時には若干の貯えを持った「良民」とするという点にも特色が認められる。

捨子養育所（回生館）も、困窮者収容所（摂待所）もともに従来の町の行政支配体制に抵触することを好まない町年寄や町奉行所の市中取締掛の容認するところとならず、実現化されることなく終る。しかしさきの佐藤信淵の案、大久保忠寛の建議も幕末がそれに近いころに生じている。封建社会の歪の拡大矛盾性がますます顕著になり有識者の提案が相ついで提唱されはじめたのである。ここに紹介した回生館と摂待所の二件は、学者・思想家や為政者の武士（役人）でもない、大都市に居住する町人の中より提起をみたところに大きな意義が存在するものと思われる。

付、史料翻刻

史料一、捨子養育所

(「市中取締類集」町人諸願之部より)

〔采巻〕四、①④一八頁參照
安政四巳年十月

神田仲町壹丁目家主栄次郎捨子養育所取建度願調

蜂屋新五郎

巳十月廿八日左輔を以御渡

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一 神田仲町壹丁目家主栄次郎奉申上候、私儀年来捨子養育方并捨子無之様之任法愚考仕居候處、捨子之儀ニ付而は元禄三年十月中、捨子致候事弥御制禁ニ候、養育成かたき諷有之候ハ、奉公人は其主人御領は御代官手代、私領ニ候ハ、其村々名主五人組、町方は其所之名主五人組江其品申出へし、はごくみ成かたきニおゐては其所ニ而養育可仕旨同年以來度、御触有之、其外捨子無之様御取締方等品、被仰渡御座候處、只今以捨子多有之、捨候親共ニおゐては御制禁之段は何れも相弁可罷在候得共、実々無據子細有之養育難相成親子之愛情を絶、乍弁御制禁を犯候段誠以歎ヶ敷、殊ニ捨子被致候町内ニ而は不取敢乳持相尋養育方手当いたし御番所様江御訴申上、猶又貴人有之候得は出乳之有無并身元等相糺、双方一同御訴

訟申上衣類手当金等相添差遣候上、拾歳相成候迄之内は違変等有之候得は逸々御訴申上候付、殊之外手数且入用等も多相懸り別而難波仕候、然候處奸悪之ものとも右衣類手当金等可貪取ため巧ミを以貰受候捨子を猶又捨、或は殺病死之躰杯ニ仕成し嚴科蒙御仕置候もの間々有之、右は捨子多有之故之儀と實ニ以歎ヶ敷、乍恐私儀右捨子養育方之任法多年心懸ヶ愚考仕候趣左ニ奉申上候

一 御府内之内明地壹ヶ所見立拜借仕、四方長屋建、いたし間口貳間位板仕切青付ニ仕、回生館と名目被仰付、中庭廣く芝地ニいたし小兒遊戯之場所ニ仕出入口ヅリは嚴重ニいたし自佞ニ外方出這入等不相成仕

御公儀様方も為御取締御役人様方折節御見廻り被下置、且墮胎并捨子之儀は猶又嚴禁被仰出、前書御触面之通無據子細有之養育難相成もの并町々捨子之分ハ右回生館江申出候得は、昼夜之無差別何時ニ而も一ト通始未承り早速受取、乳持相付養育致候様仕候ハ、自然捨子は相減可申為、又成長ニ随ひ教授方其外乳持抱入衣類扶食等之賄方、并成長男女所置等之儀は追々可奉申上候

一 右入費之儀は、御府内町々、自身番屋・木戸番屋・商ひ番屋其外明地橋台見守番屋・髮結床番屋等都而無地代ニ而罷在候もの共、場所柄ニ應じ河岸边冥加上納金之振合を以、冥加地代被仰付右を以取賄仕候ハ、曾易ニ行届、且町々おゐても捨子入費之愁無之一統難有奉存候、尤窮民御救此上も無之御仁恵と乍恐奉存候、勿論前文之條は私兼而入魂仕候医師福光道甫儀も、右捨子養育方之儀常々心配いたし居、且同人

存付も私同様之儀ニ付得と及談合候儀ニ御座候間、御尋之上は罷出御答申上、俱々抛身命丹誠可仕候間、何卒以御慈悲右之段御聞濟被下置候様偏ニ奉願上候以上

神田仲町壹丁目

安政四巳年十月廿六日

願人 栄次郎 印

五人組 勝五郎 印

御奉行所様

拾子養育^{拾子養育^{拾子養育}上^{拾子養育}生^{拾子養育}館^{拾子養育}之^{拾子養育}儀^{拾子養育}ニ付申上候書付}

神田仲町壹丁目家主栄治郎儀、回生館と申名目ニ而捨子養育所取建、捨子無之様之仕法相考、尤右仕法立ニ付入費之儀は町々番屋髮結床其外無地代ニ而罷在候もの共々輕キ地代為差出候ハ、町々ニおゐて捨子入費之愁無之難有可奉存旨奉願上候ニ付、差支有無探候様御尋ニ御座候此儀

御仁慈之御筋ニ相成候儀故申上候は恐入候得共、捨子致候者多可相成歟、此上御製禁相背候もの相増自然御吟味受候者出来候は歎敷、且町々ニ捨子有之候は稀ニ而、番屋地代差出候は定式ニ相成、番屋ニ而も髮結又ハ商ひ番人等は無地代ニ而罷在候故を以、番役相勤来候類も有之候故、新規ニ地代差出候様相成候ハ、苦情相唱可申儀ニ付、差支筋無御座候とは難申上候、御尋ニ付此段奉申上候以上

午二月

被仰付候
風聞書

定廻

去巳十月廿六日神田仲町壹丁目家主栄次郎儀、回生館と申名目ニ而捨子養育所取建、右捨子無之様之仕法相考及出訴候儀ニ付同人身分其外差支之儀承探候趣左ニ申上候

神田仲町壹丁目家主

願人

栄次郎

年四十位

同人妻

栄太郎

同十九位

娘

同十五位

悻

同十五位

右栄次郎儀ハ御当地出生ニ而年来右町家主ニ而小間物類糶売渡世罷在、間口六間奥行八^間貳階家瓦葺、右之内貳間ニ貳間半之士

藏壹ヶ所所持罷在、間口三拾六間余家主致し、其上悴榮太郎名前ニ而同町内上納地百貳拾四坪程受負致し居、前書源兵衛ハ間口貳拾間余之家主致し罷在、榮次郎父勝五郎と申ものは是又同斷貳拾間口之家主役ニ而、右は内実何れも榮次郎進退致し罷在、外ニ同町地守勇吉所持之寄セ一ヶ所相預居身上至万成之由、是迄如何之風聞等無之候得共、町内七八歩通も壹人ニ而家守致し居候ニ付、自然自保之取斗も有之由ニ付、外家主共氣受不自由、然処今般願出候捨子養育所之儀は下谷練堀小路辺飯宅松平大學頭家来医師福光道甫儀ハ元神田仲町壹町目重兵衛店ニ罷在、前書榮次郎とは別懇ニ有之、道甫儀捨子養育所之儀年来心懸工夫目論見候得共、武家家来之身分ニ付榮次郎、同人も出訴為致候趣ニ御座候、素も同人儀強く相進候儀も無之由ニ相聞申候右之通ニ而捨子養育所入費之儀は、町々番屋髮結床其外無地代ニ而住居罷在候もの共、場所柄ニ應し軽キ地代為差出候旨申立候得共、髮結床ハ何れも株主有之月々揚錢取之番屋之儀も表立候儀ニは無御座候得共、多くハ内実持主有之是又揚錢等も有之(以下欠)

(圖四) 〇上二頁書
乍恐以書付奉願上候

一 神田仲町壹町目家主榮次郎煩ニ付代源兵衛奉申上候、捨子養育所之儀ニ付去巳年十月廿六日御訴訟奉申上候処、今日被召出御糺奉請候処、右は訴状面不行届之儀御座候間何卒以御慈悲一ト先訴状御下り被成下置候様奉願上候、以上

神田仲町壹町目

家主榮次郎煩ニ付代

安政五年午年三月八日

五人組

源兵衛 印
勝五郎 印

名主仁左衛門煩ニ付代

定吉 印

御番所様

「市中取締類集」町人諸願之部

国立国会図書館マイクロフィルム請求記号 YD04 (54) 一〇

原本請求記号八二一四(整理番号八一、第三ノ中)

史料二、撰待所

〔市中取締類集〕町人諸願之部、〔市中取締書留〕より

(朱書)
文久二戌年三月

柳原土手外明地江衆人撰待所取建度願調

(圖五) 〇上二二頁書
乍恐以書付奉願上候

一 岩附町家持三郎兵衛奉申上候、近年天変地殃数度ニ御座候處、引續一兩年以來諸色并米價とも高直ニ付諸人難澁不少、右ニ付身分之程も不顧不相当之大願を發歎願奉申上候、趣意左ニ奉申上候

一 神田柳原御土手外當時明地ニ相成居候、御地所之儀は東之方神田川岸通西之方御土手ニ而、四面共ニ火災之消防屈竟之御地所ニ御座候ニ付、右明地之内長四百七拾間余之御明地別帯繪圖面之通拝借奉願上度、右拝借地江衆人撰待所と唱、間口

九尺ニ與行貳間宛之小屋數九六百軒余自力を以補理度

一 鰥寡孤獨のもの

一 五鉢不具成もの

一 家族多ニ而稼手薄之もの

右之外困窮ニ付右小屋入届申出候ものハ、何も五拾ヶ月之間

無代ニ而差置、小屋入年限中專質素儉約ヲ為相守、譬ハ撰待

所は不及申世話役之もの共迄、聊成共謝物を受不申、都而諸

雜用不相掛様取斗差置候ハ、自と窮迫も相弛可申哉ニ乍恐

奉存候右構内江

一 幼童手跡算術指南所

一 幼女縫針髮結之業指南所

一 小兒種痘所

右教諭所貳ヶ所種痘所壹ヶ所補理置、教導之もの差置幼童躰

為致度、右拝借地為御冥加一ヶ年ニ金五拾兩上納仕候共、又

御用人足御入用之節ハ壹ヶ年ニ人数五百人宛之御奉公為相勤

候共仕度奉存候間、何卒以

御仁惠御地所拝借被仰付、撰待所起立御赦免被成下置候様偏

奉願上候以上

壹ヶ所

壹ヶ所

壹ヶ所

岩附町

文久二戌年二月三日

願 人 家持
三人 兵衛
五人組 清兵衛

御奉行所様

書面三郎兵衛願出候神田柳原土手外神田川岸通明地之内、長

サ四百七拾間余申拾間余之所拝借致し、撰待所と唱小屋數九

六百軒余自力ヲ以補理、鰥寡孤獨之輩其外稼手薄之輩杯無賃

ニ而五拾ヶ月之間小屋入為致、日用商人出稼之輩も代取立

右ヲ以諸入用仕拂、右拝借地為冥加壹ヶ年五拾兩上納仕度旨

願出候ニ付、町年寄方ニ而取調候処品、差障も有之候間、願之

趣不被及御沙汰訴狀御下ヶ相成候方と奉存候

戌二月

市中取締懸

書面三郎兵衛願之趣品、差障も有之候類役共勘弁仕申上候通、不被及御沙汰方可然奉存候

戌三月

市中取締懸

(挿入紙)

書面三郎兵衛願之趣品、差障も有之、類役共勘弁仕申上候通

不被及御沙汰方可然奉存候

戌三月

市中取締懸

(挿入紙)

書面三郎兵衛願出候神田柳原土手外神田川岸通明地之内長サ

四百七拾間余申拾間余之所拝借いたし、撰待所と唱小屋數九

六百軒余自力を以補理、鰥寡孤獨之もの其外稼手薄之もの杯

無賃ニ而五拾ヶ月之間小屋入為致、日用商人出稼之ものも代

取立右を以諸入用仕拂、右拝借地為冥加壹ヶ年五拾兩上納

仕度旨願出候ニ付、町年寄方ニ而取調候處、品、差障も有之候

間、願之趣不被及御沙汰訴狀御下相成候方と奉存候

市中取締懸

柳原土手外神田川岸通り江衆人撰待所取建願ニ付取調申上候
書付

付箋
樽 藤左衛門

町 年 寄

岩附町家持三郎兵衛相願候は、近年天変地歿敷度、御座候処、引統一兩年以來諸色并米價共高直ニ付諸人難渋不少、依之神田柳原土手外神田川岸通り明地之内長サ四百七拾間余中拾間余之所拝借仕、右拝借地江衆人撰待所と唱間口九尺ニ興行貳間宛之小屋數凡六百軒余自力を以補理、鰥寡孤獨之者五鉢不具成者家族多ニ而稼手薄之者右之外小屋入望申出候者は、何れも五拾ヶ月之間無代ニ而差置小屋入年限中專質素儉約を為相守、譬は撰待所は不及申世話役之者共迄聊成共謝物を受不申、都而諸難用不相懸様取斗差置候ハ、自ラ窮迫も相弛可申哉并右構内江幼童手跡算術指南所壹ヶ所幼女縫針髮結手業指南所壹ヶ所小兒種痘所壹ヶ所補理教導之者差置、幼童婁為致且右構内江春米渡世炭薪渡世等之類拾五業日用商人出稼小屋四拾五軒取建、右商人共6地代取立右を以撰待所諸入用後來小屋普請并世話役給分等仕拂、右拝借地為冥加壹ヶ年ニ金五拾兩上納仕候共又ハ御用人足御入用之節は壹ヶ年ニ人数五百人宛之御奉公相勤度奉存候間、御地所拝借被仰付撰待所起立御赦免被成下度願訴狀入用産出之方書付并繪圖面共御渡取調可申上旨被仰渡候

岩附町

家持

願人 三郎兵衛

右之者申立候は今般相願候撰待所之内江世話役拾貳人差置此者共は常住ニ付人別之儀は撰待所江差加候様仕度、右之者居所普請之儀は撰待所ニ而取建申度、日用商人人家之儀は何も自分普請ニ而取建候得共、人別之儀は元地ニ差置候様仕度、教諭所貳ヶ所種痘所壹ヶ所普請之儀は撰待所持ニ而取建何も火焚所家作仕、教導之者人別之儀も矢張其俵元地ニ差置申度、小屋入之者共人別は是以元地ニ差置月數五十ヶ月限りニ差置、月切之後跡望人申出候順を以爲引移連、相続仕度、尤構内之儀は諸費を省キ撰待所之儀は町年寄直支配受申度段申立之候、別紙撰待所提書壹册差出申候

一前書三郎兵衛身元一應町役人共江申付内密為取調候処、同人儀は右町二年來罷在質渡世并田安殿女中小買物仕、間口四間裏行貳拾間沽券金五百兩之地所持仕、右所持地面内江五間ニ三間之自分建家作ニ住居仕、貳間ニ九尺之土藏壹ヶ所貳間ニ貳間半之同統鐵土藏壹ヶ所所持、家内之儀は其身妻女召仕男三人都合上下五人相應相暮、是迄蒙 御答等候儀無御座候段町役人共申立之候

右取調候処前書之通御座候撰待所と申名目ニは御座候得共、全右壹構之新開町屋取建日用出稼商人共江貸附候見込と相見江、其上町年寄直支配受候様ニ而は自然最寄名主共差圖も受不申様成行可申哉、且今般撰待所取建相願候場所は神田川縁柳原土手外石置場ニ而、御材木石奉行進退之場所ニ而、其外鳴会所油会所炭会所等取建有之、右等は御勘定所持之趣ニ有之尤右川縁之内和泉橋際新シ橋際里俗大根川岸と相唱候場所は町方持ニ候得共、右は至而僅ニ而重もニ他向進退場ニも有之、何レも元地ニ

人別有之出稼之場所ニ竈等補理候段不都合之願筋ニ付、御益筋等は申立候得共、自餘之響ニも相成候間不被及御沙汰御儀と奉存候、猶御組市中取締方江も御渡御座候様仕度奉存候、依之御渡之訴状別番并繪圖面共返上仕、願人差出候掟書相添此段申上候、以上

戌二月

館 市右衛門
樽 藤左衛門

撰待所掟書

岩附町

願人 三郎兵衛
家持

撰待所掟書
願人の二四頁参照

一 御公儀様御法度之儀は不及申上時之御觸堅相守可申候、且火之元之儀は先前も嚴重御觸御座候ニ付銘、心付可申は勿論ニ有之候所、當構内之儀は窮民扶育之為莫大之

御仁徳を以御地所拝借被仰付、撰待所起立之儀御赦免被成下置候場所柄之儀ニ付、構内一統之者共平常無懈怠火之用心精々心付可申、萬一構内も火災發り類焼等も有之候而は、素も困窮難涉人而已之儀ニ付、即座ニ多人数路頭ニ候外手段有之間敷候間、右等之儀具、茂差含相互ニ申合風立候節は、可相成丈他出不致様心懸可申、萬一火之元鹿略ニ致候者有之候ハ、無用捨元町引渡可申候、右様之者見聞致候共不知躰ニ見遁候者迄も同様元町江引渡可申候間、右等之儀無之様心付合

可申候

一 親子兄弟之内無據止宿為致候節は撰待所江急度相届差図を受止宿為致候は格別、其外何程懇意之者成共止宿為致申間敷候、若同居人差置候ハ、始メ小屋入之振合を以其者家主同道ニ而可申出候事

但し親子兄弟ニ而も一夜を限り可申候

一 小屋入之者家内和順は勿論同宿之者と親敷睦合可申候、惣而喧嘩口論物騒敷人集等決而致間敷事

一 小屋入之者絹布之衣服所持有之間敷は勿論ニ有之候所、若心得違ニ而他借候共着服無用之事

一 同宿之者之内日数十五日以上長病相煩稼成兼候程之病者有之候ハ、小屋組合之者打寄世話致し遣し可申、若病死致候共多人数ニ而葬式送り致間敷、組合内ニ限り可申候事

一 小屋組合之儀は譬はい印壹番之小屋も同五番迄人数高五人宛一ト組合と定メ、餘は右ニ准し日用商人是又同様組合可申、若組合之内不取締之儀有之候歟不埒者有之候ハ、組合之内も取捌若行届不申程之仕儀ニ有之候ハ、撰待所江可申出、乍去事柄隨便ニ取鎮候を組合之者規補有之候事

一 小屋入之者店質其外諸雜費不相掛様取斗差置候所、年限中ニ他借致し濟方ニ差支貸主より撰待所江申出候儀杯有之候而は、折角小屋ニ入置候詮も無之畢竟は不身持も事発り候間、右様懸り合被申出候者取調之上元町江引渡可申候間、右様之儀無之様常々心懸ケ萬事實素候約を第一ニ相守、年限中ニ身分相應之手当金貯候様厚心懸ケ候ハ、乍恐莫大之 御恩沢江奉對

御餘光速ニ相頭候様夫々家業相勵、良民ニ復し候様急務と心得可申候事

一世話役之者共江音物等は不及申親類縁者迄も音信之品物取遣決而致間敷、仮令何等之吉凶用談致候共、酒宴ケ間敷儀一切致申間敷候事

右之通堅相守可申候以上
右撰待所荒増之掟書奉差上候以上

文久二戌年二月十七日 岩附町

願人 三郎兵衛 ㊦
五人組 清兵衛 ㊦

諸取締入用産出し方

岩附町

家持

三郎兵衛

一 衆人撰待所之儀は專要ニ贅を省永久不轉ニ相統仕度愚意左ニ奉申上候

一 小屋入望之者は其町家主同道ニ而申出候様仕度、尤人別之儀は小屋入年限中は其俣元町ニ差置、都而公事出入共撰待所ニおゐて構不申候趣は前度家主江申聞、其上小屋入申付候様仕度

一 小屋入之者

御公儀様御法度之儀は不及申時之御触堅為相守、惣而喧嘩口論物騒敷儀無之萬事相慎、都而同宿之者と睦合小屋掟相守可申、若相背候者有之候ハ、早々元町江引渡可申様仕度

一 小屋入望之者有之候節は其者平常之行状相探り、奢遊興大酒を好自然と困窮ニ成行候不身持之者相除可申様仕度

一 小屋入望之者平常行状茂宜全貧ニ廻り候欤、又は前条ニ簾ニ准し候者、其家主より口入次第小屋入申付候様仕度

一 小屋入年限中第一質素儉約を為相守、撰待所并世話役之者は不及申、仮令為親類共音信之送り物等決而為致申間敷、都而同宿之者共諸雜用相懸候義は相除可申、且小屋在留中日用之品々惣現金ニ調可申、若脇々ニ而貸売致代錢相滞貸主より撰待所江申出候共取扱不申候趣は小屋掟認置、若不相用貸借出入申出候者有之候ハ、元町江引渡可申様仕度

一 小屋世話役之者拾貳人ニ相定壹人ニ家数五拾軒つ、世話為致、小屋入之者不取締無之様精々心附諸事隱便ニ依怙最負無之、平日共勞り懸り候義肝要ニ心掛可申候

一 惣小屋後來普請修復共并撰待所諸入用産出し方之儀は譬は拝借地長サ四百七拾間ニ中拾間余

一 此坪四千七百坪

内

一 三百三拾間此坪三千三百坪

内

一 千八百坪 惣小屋數六百軒建坪

一 千五百坪 往來路次井戸雪隠芥溜共

一 九拾九間此坪九百九拾坪

内

一 五百四拾坪

日用商人出稼小屋
小屋建坪四拾五軒分

一 四百五拾坪 往來路次井戸
雪隠芥溜共

一 四百壹間此坪、四百拾坪 内

一 一百五拾坪 撰待所

一 一百貳拾坪 世話役拾貳人居所

一 一百四拾坪 往來路次井戸雪隠

一 貳千六百貳拾坪 惣建坪

一 貳千八拾坪 往還路次井戸雪隠芥溜共

一 右日用商人出稼小屋

一 春米渡世

一 炭薪渡世

一 酒醬油

一 燈油蠟燭

一 八百屋

一 紙墨渡世

一 荒物渡世

一 豆腐屋

一 足袋股引

一 温鈍屋

一 飯屋

一 質屋

一 髮結職

一 風呂屋

一 塩物屋

右拾五業之日用商人出稼小屋四拾五軒取建、右商人家業向ニ寄地所之多少は御座候得共、惣躰平均ニ見積リ壹軒分拾貳坪均、此坪五百四拾坪、壹坪ニ付壹ヶ月銀三匁宛均惣地代壹貫六百廿匁壹ヶ年

銀拾九貫四百四拾匁也
此金三百貳拾四匁也

内

一 金五拾兩 御冥加上納

一 金百貳拾兩 往來小屋普請并非常積金

一 金百五拾四兩 撰待所諸入用世話役拾貳人給料共見積リ

前書四拾五軒商人共株式同様ニ心得商内物高直ニ売渡、又は品物小振り補理候不正之儀無之出精致、小屋内之者構外江諸品買

調不罷出様下直ニ売捌可申、且小屋内之者は諸品共構内商人ニ買調遣可申、右小屋は全商人共ニ地代請取後來普請金積立候仕

法ニ有之候間、銘々雨露を凌安任致候は乍恐御公儀様之御恩沢難有可奉存候、且は商人共恩謝之心得成丈構内ニ而調遣し候様

相互ニ助合ひ、商人共は市中ニ下直ニ渡世致、小屋内之者は構内之商人繁昌致候様心懸可申、若商人共之内聊ニ而茂不正商ハ

致候歟又は世話役之者權威ケ間敷非道之取斗有之候ハ、無用捨撰待所江可申出、外ニ取締ニも抱り候間早速其者取調引替可

申、諸事集捨衆益之簾ニ基キ小屋内之者并商人屋双方合躰致撰待所永久相統ニ相成候様心掛可申旨折、論可申候

右撰待所取締方諸入用産出し共大躰奉申上候以上

成月

岩附町

願人 家持 三郎兵衛
五人組 清兵衛 ㊦ ㊧

戊三月十一日

申渡

岩附町

家持

三郎兵衛

其方儀神田柳原土手川岸江撰待所と唱小屋取建度趣願出候得共、右は難及沙汰訴状は差戻

右町役人

右之通申渡間其旨可存

〔市中取締續類集〕町人諸願之部
国立国会図書館マイクロフィルム請求記号 YD54(455)一八
原本請求記号八一二一四 (整理番号八九、第五ノ四)

(圖八、①⑤ 二六一―二七頁参照)

乍恐以書付奉願上候

一岩附町家持三郎兵衛奉申上候、私儀當二月中撰待所取建申度

柳原土手外御明地拝借仕度段南

御番所様江御訴訟奉申上候處、翌三月十一日於

御白洲右願難相立段被仰渡訴状御下ヶ相成申候処、右は拝借

地御場所替り候ハ、御聞濟ニも相成可申哉と風と心得違仕、

外二ヶ所申立當月三日當

御番所様江御訴訟奉申上候處、訴状上ヶ置候様被仰渡候、然

候処一旦願意難相立旨被仰渡候儀、心得違とは乍申奉再訴候

儀何共奉恐入候間何卒以
御慈悲右願書并仕様帳とも御下ヶ被成下置候様偏ニ奉願上候

岩附町

家持

文久二戌年八月五日

願人 三郎兵衛 印

五人組 徳兵衛 印

名主 文右衛門 印

御番所様

〔市中取締書留〕
国立国会図書館マイクロフィルム請求記号 YD54(494)一八
原本請求記号八一二一五 (整理番号一七八、文久十一ノ二)

(みなみ かずお 元駒澤大学文学部教授)

参考図版(影印)

※以下、頁ごとに①②……と表記した。

図一、①④(九頁上段参照)

① 安政四己巳十月

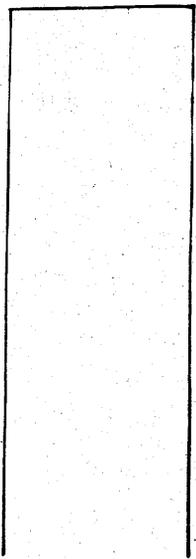
神岡河内守所月吉と名知御
信子若くは息女万葉及御用

八



隆也新五郎

② 乙未月忠貞左衛門左衛門



忠孝著書目録

一 神岡河内守所月吉と名知御

③ 乙未年十月

信子若くは息女万葉及御用
隆也新五郎

④ 乙未年十月

信子若くは息女万葉及御用
隆也新五郎

圖二、①②（九頁下段参照）

① 折角仕伊方長彦様へ
 申付仕切青申在 田生翁
 存目申仰申中道彦々
 一ノ一宛在哉之陽申在出入
 口より春申申一ノ一自任之申
 出遣入申事候仕

② 申言候様へ
 梅方打弟一ノ一
 孫子一ノ一
 申言申候面一ノ一
 善方被申候
 申言生能一ノ一

①

捨子春月四日履 懐中書有

③ 子存者其年長矣其年長矣其年長矣

身之存也

河江慈之公家也 履中書有
志入之深矣 捨子汝者多之公家也
以上河江慈之公家也 履中書有
公家也 履中書有 公家也 履中書有

④

捨子春月四日履 懐中書有
室武之公家也 履中書有 室武之公家也 履中書有
公家也 履中書有 公家也 履中書有
公家也 履中書有 公家也 履中書有
公家也 履中書有 公家也 履中書有

② 神田仲剛子月即之采法家也 履中書有

石月之捨子春月四日履 懐中書有
江法中書有 石月之捨子春月四日履 懐中書有
同之公家也 履中書有 同之公家也 履中書有
同之公家也 履中書有 同之公家也 履中書有
同之公家也 履中書有 同之公家也 履中書有

⑤

日辰二十日

年二月

図四、①～②（一頁上段～下段参照）

① 名号外書有子孫云々

一 神内傳所記實家之常談也頗多承傳者
 十上持子養育所成育去己身有古言
 神傳記事十上及今日古言此記法不存
 神林而乃成之成其古言物多矣
 神意思下先神林早之成也至孫家矣

② 以

神内傳所記實

家之常談也

實家之常談也

承傳者

古言

此記法

不存

物多矣

所書新條

①

名譽博士有年

一 若所司 爲之 而 爲之 爲之 爲之
 今年 大 皇 地 鉄 後 存 之 存 之 存 之
 引 價 二 五 年 中 中 中 也 未 中 中
 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之
 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之

②

一 若 新 類 之 上 之 類 之 之 之 之 之 之
 一 神 田 所 爲 之 之 之 之 之 之 之 之 之
 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之
 川 岸 通 而 一 方 邊 之 之 之 之 之 之
 大 皇 一 階 階 階 階 階 階 階 階 階 階
 所 存 之 所 存 之 所 存 之 所 存 之 所 存 之

③

一 若 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司
 之 類 上 下 之 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司
 不 可 不 可 不 可 不 可 不 可 不 可 不 可
 中 皇 後 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之
 一 銀 宗 疏 稿 之 之 之 之 之 之 之 之
 一 之 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司

④

一 若 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司
 一 若 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司 之 所 司
 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之
 若 皇 由 皇 入 年 中 一 之 皇 皇 皇 皇
 若 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇
 世 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇

⑤

支那の歴史は、
著者より、
名譽博士の
名譽博士の

一 支那の歴史は、
一 支那の歴史は、
一 支那の歴史は、
一 支那の歴史は、

⑥

支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、

⑦

支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、

支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、
支那の歴史は、

⑧

支那の歴史は、

支那の歴史は、

柳侍新抄書

一 柳公儀棟抄法成候、奉上一時、御座候者、

ハハ且ク之候、先云ハ、奉言、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

之者、

②

柳仁徳、不活、信、柳侍新抄書、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

③

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

④

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

御座候者、御座候者、御座候者、御座候者、

① 此書は、...

一、此書は、...

成天、愛地、...

此書、...

...

...

② 此書は、...

...

...

...

...

...

③ 此書は、...

...

...

...

...

...

...

④ 此書は、...

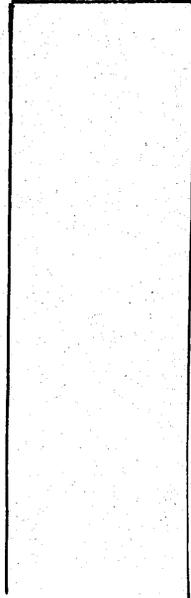
...

...

...

...

①



此為... (Vertical text)

一、... (Vertical text)

②

... (Vertical text)

... (Vertical text)

... (Vertical text)

... (Vertical text)

③

... (Vertical text)

④

... (Vertical text)

⑤

古物

古今書畫子
新入 三冊

名他 佛名錄

卷之 古今書

沖野古操